

# 令和8年度 春の全国交通安全運動 川崎市実施要綱

4月6日（月）から15日（水）までの10日間  
 [ 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金） ]

## 目 的

入学や進級を迎える4月以降は、こどもの関係する交通事故が増加する傾向にあります。そこで、子どもたちをはじめ、すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

## ス ロ ー ガ ン

- ◎ 新入学児童・園児を交通事故から守ろう
- ◎ かわさきは 安全・安心 まもるまち

## 運 動 の 重 点

- (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- (4) 二輪車の交通事故防止

### ★令和7年中の各種事故発生状況

	全事故				自転車関係				二輪車関係				高齢者関係			
	件数		死者数		件数		死者数		件数		死者数		件数		死者数	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		
川崎区	707	+128	9	+7	298	+68	1	+1	165	+34	3	+3	211	+40	3	+3
幸区	209	-65	5	+4	76	-35	0	+0	59	-25	1	+0	74	-21	2	+2
中原区	473	+61	1	+1	222	+35	0	+0	128	+10	1	+1	162	+36	0	+0
高津区	461	-11	3	+2	171	+23	1	+1	139	-4	2	+2	125	-15	0	-1
宮前区	472	+83	3	-3	129	+41	0	-1	152	+21	1	-2	146	+10	1	+0
多摩区	428	+84	4	+4	141	+20	1	+1	147	+44	3	+3	126	+18	0	+0
麻生区	363	+16	2	+2	102	+3	0	+0	100	+5	1	+1	137	+14	2	+2
全市計	3,113	+296	27	+17	1,139	+155	3	+2	890	+85	12	+8	981	+82	8	+6

# 運動の重点に関する主な推進事項

## 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

- ☆ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ☆ 歩行者が被害に遭う交通事故には、飲酒等により道路に寝そべるなどの路上横臥によるもの等が多いことから、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
- ☆ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（道路横断中における衝突）を踏まえ、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- ☆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進



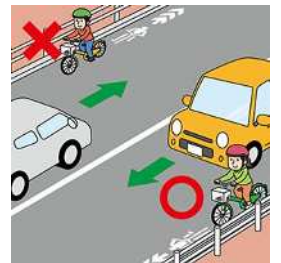
## 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

- ☆ 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- ☆ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と交通安全教育や広報啓発活動の推進
- ☆ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という、飲酒運転を許さない社会環境の醸成
- ☆ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底



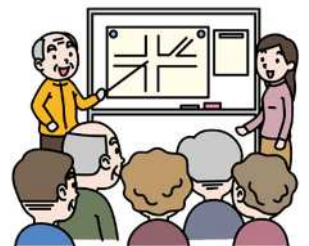
## 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

- ☆ 令和8年4月1日から、自転車の「交通反則通告制度」が導入されることを踏まえ、自転車安全利用五則にのっとった交通安全教育の周知と交通ルール遵守の徹底
- ☆ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ☆ 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための交通安全教育の推進
- ☆ シェアリング事業者や販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



## 4 二輪車の交通事故防止

- ☆ 二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及びあごひもは緩みなくしっかり締めるなどヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ☆ 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育と広報啓発の推進
- ☆ SNS等あらゆる媒体を利用して、二輪車事故の特徴（特に「二輪車の単独事故」「右折車両と直進二輪車との事故」）を例示して行う交通事故啓発の推進



# 各季の運動の取組事項

## 【家庭】

- ☆ 交通安全運動の機会に、家族で交通事故防止や交通ルールについて話し合しましょう。
- ☆ 関係機関・団体が開催する安全運転講習会等へ積極的に参加しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。  
また、自転車利用者の家族等も自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用を促しましょう。
- ☆ 夜間外出するときは、明るい衣服を着用し、反射材用品を活用しましょう。
- ☆ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。
- ☆ 飲酒運転は「しない・させない」を徹底しましょう。



## 【学校等】

- ☆ 教職員の交通安全教育に関する指導力の向上を図るため、各種研修会を開催しましょう。
- ☆ 幼児・児童・生徒に対する適切な交通安全指導を実施しましょう。
- ☆ 「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、教育活動全体を通して交通安全教育を推進しましょう。
- ☆ 後部座席含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。  
また、自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用を促すよう指導しましょう。

## 【職場】

- ☆ 交通安全教育や講習会を開催するとともに、参加を促しましょう。
- ☆ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。  
また、自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用を促すよう指導しましょう。
- ☆ 飲酒運転又は飲酒運転を助長することのない職場環境を確立するとともに、飲酒運転は「しない・させない・ゆるさない」についてあらゆる機会を通じて指導を実施しましょう。

## 【地域】

- ☆ 地域ごとに「交通安全ヒヤリ地図」等を作成して地域内の交通危険箇所を共有し、こどもや高齢者に注意を促しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入を地域全体で促しましょう。
- ☆ 飲酒運転追放を呼びかける等、飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。
- ☆ 酒類販売業者・飲食店と協力してハンドルキーパー運動の輪を広げる等地域ぐるみで飲酒運転根絶に取り組みましょう。



## 【構成機関・団体】

- ☆ SNS・デジタルサイネージ・テレビ・ラジオ・広報紙（誌）・機関紙（誌）等を利用して、広く運動の周知を図ります。
- ☆ 各種キャンペーン等を開催し、広報啓発活動を強力に推進します。
- ☆ 参加体験型の交通安全講習等を開催し、安全運転の励行を呼びかけます。
- ☆ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルールの遵守を強力に推進します。
- ☆ 運転免許自主返納制度やサポートカー限定条件付き免許の周知のため積極的に広報活動を行います。
- ☆ 交通安全シルバーリーダーの養成と組織化を推進します。

## 市からのお知らせ

# 自転車に関する改正道路交通法について（令和8年4月1日施行）

自転車の交通違反に青切符を適用する改正道路交通法が令和8年4月1日に施行されました。

対象は、16歳以上の自転車運転者で、適用される違反行為は、いわゆる「ながらスマホ」や一時不停止を含む100種類以上の交通違反となり、危険性・迷惑性が高い「悪質・危険な違反」に適用されます。

自転車が関係する交通事故の原因は、自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況となっています。交通違反・交通事故の当事者とならないよう、交通ルール・マナーを守り、安全運転に努めましょう。

### 反則行為と反則金額（一例）

反則行為	反則金額
携帯電話使用等（保持） （いわゆる「ながらスマホ」）	12,000円
通行区分違反（車道の逆走等）	6,000円
指定場所一時不停止等・公安委員会遵守事項違反（イヤホン等の使用）など	5,000円
軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）など	3,000円

### 青切符が適用される悪質・危険な違反

- 1 反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反  
遮断踏切立入り、ながらスマホ、自転車制動装置不良（ブレーキなし）
- 2 違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき

例) 信号無視で交差点に進入し、青信号で交差点に進入した車両に急ブレーキをかけさせたとき

- 3 違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき

例) 警察官による指導警告に従わず、右側通行を継続したとき



詳しい内容はこちら！  
(川崎市HP)



## 神奈川歩行者安全五則

～歩行者もルール・マナーを守りましょう。～

横断歩道外の横断や信号無視など、歩行者側の交通ルール無視による交通事故が多発しています。歩行者もルール・マナーを守り、安全確認を徹底しましょう。

### 1 横断する意思を明確にする！

横断歩道では、手を上げるなどをして運転者に対し、横断する意思を明確に伝えましょう。

### 2 横断歩道を渡る！

横断歩道外の横断や車両の直前直後の横断など、無理な横断はやめ、横断歩道を渡りましょう。

### 3 歩きスマホはしない！

歩行中は、わき見の原因となるスマホなどを注視することがないようにしましょう。

### 4 危険な踏切横断はしない！

踏切は、警報機が鳴ったら渡らない。遮断機を跨がない、くぐらないことを徹底しましょう。

### 5 反射材を身に着ける！

薄暮や夜間には、光の反射で存在を示すことができる反射材を身に着けましょう。

## 川崎市交通安全対策協議会

(事務局) 川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課

電話：044-200-2266

E-mail：25tiiki@city.kawasaki.jp